

## 生徒・学生による「令和元年台風19号等の被害」に対する復旧・復興活動への支援 募集のご案内

台風19号等により東海・関東甲信越・東北地方では甚大な被害を受けています。日本財団では、被災自治体の中高校生・大学生等が行うボランティア活動に対して、次の通り活動資金を支援します。

被災地では自治体職員や自衛隊、NPOやボランティア団体など、復旧・復興のために懸命に活動しています。しかし、被害が広範であるため、人手が足りない状態にあります。

日本財団では地元の生徒・学生が自らのまちの復旧・復興に積極的に関わることが被災地全体に希望や勇気を生み出すことになると考え、その活動に対して奨励金による支援を行います。

### 申し込み要綱

#### 対象学校

被災自治体にある中学校、高校、大学、専門学校等（学校単位での申し込みになります）

（台風19号における災害救助法が適用された以下の都県並びに千葉県。具体的には、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県並びに千葉県（台風15号））（内閣府10月14日18時半公表時点）

※個人、株式会社等の営利団体は支援対象外です。

※暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力と関係を有しないこと。

※公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。

#### 申込期間

2020年1月31日（金）まで（決定は審査の上、随時行います）※申込期間を延長しました。

#### 対象期間

2019年10月28日（月）～2020年3月31日（火）まで

#### 対象とする活動

被災した地域で学ぶ中高生、大学生等が行う復旧・復興のためのボランティア活動

#### 対象経費

ボランティア活動に必要な直接経費

※人件費は対象外とします。

- ※活動後の報告には支出明細書が必要です（領収証等の証憑は大切に保管下さい）。
- ※日常的な経費や管理費は認められません。
- ※対象期間内にすべての支払額を確定して下さい。期間外の支出は認められません。

## 支援金

- 1校あたり上限 50 万円 補助率 100%
- ※ 申請いただく事業規模に応じ、審査させていただきます。

## 事業実施の流れ

- 申請 → 審査 → 審査結果のお知らせ → 契約書の取り交わし → 支援金のお支払い → 事業の実施 → 完了報告書のご提出
- ※事業の実施後、支援金の使用記録・証憑を含む「事業完了報告書」をご提出いただきます。
- ※決定時にお送りする契約書およびガイドブックの内容を遵守してください。
- ※活動に際しては日本財団から支援をうけて活動をしていることを明示してください。
- ※事業完了後に事業完了報告書の提出を遵守いただけない場合、事業決定の取消と支援金を返還いただくこととなります。

## 申請方法

- 申請書（エクセル）に必要事項を記入の上、エクセルファイルのまま下記申請先までメールで送付してください。申請書類以外のファイルは添付しないでください。

- 募集要項 【募集のご案内】令和元年台風 19 号等の被害に関わる活動支援.pdf
- 申請書 【申請書】令和元年台風 19 号等\_生徒・学生ボラ活動支援（学校名）.xlsx
- メール件名 【申請】令和元年台風 19 号\_生徒・学生ボラ活動支援（学校名）
- 申請先メールアドレス [saigai@ps.nippon-foundation.or.jp](mailto:saigai@ps.nippon-foundation.or.jp)
- ※（学校名）に学校名を記載ください。

## 相談・問い合わせ窓口

- 日本財団経営企画広報部 災害担当(学ボラ活動)
- 電話 03-6229-5282（平日 9:00～17:00）
- メールアドレス [saigai@ps.nippon-foundation.or.jp](mailto:saigai@ps.nippon-foundation.or.jp)
- ※事業内容についてのご相談はメールでお願いします。

URL: [https://www.nippon-foundation.or.jp/grant\\_application/programs/2019typhoon19student-volunteer](https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/programs/2019typhoon19student-volunteer)